二　特定処方箋薬剤遠隔指導等利用者又は薬局開設者の事情により、薬局開設者が、その薬局において薬剤の販売又は授与に従事する薬剤師に、対面により、特定処方箋により調剤された薬剤の適正な使用のための情報の提供及び薬学的知見に基づく指導を行わせることが困難な場合であって、次に掲げる要件を満たす場合	（新設）
イ　薬局開設者が、その薬局において薬剤の販売又は授与に従事する薬剤師に、あらかじめ、対面により、当該特定処方箋薬剤遠隔指導等利用者に対して薬剤の適正な使用のための情報の提供及び薬学的知見に基づく指導を行わせていること。	
ロ　薬局開設者が、その薬局において薬剤の販売又は授与に従事する薬剤師に、特定処方箋薬剤遠隔指導等利用者ごとに、次に掲げる事項を定めた服薬指導計画を、当該特定処方箋薬剤遠隔指導等利用者の同意を得て策定させ、かつ、当該計画に従い薬剤遠隔指導等を実施させること。	
(1)　薬剤遠隔指導等で取り扱う薬剤の種類及びその授受の方法に関する事項	
(2)　薬剤遠隔指導等並びに対面による薬剤の適正な使用のための情報の提供及び薬学的知見に基づく指導の組合せに関する事項	
(3)　薬剤遠隔指導等を行うことができない場合に関する事項	
(4)　その他薬剤遠隔指導等において必要な事項	

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○厚生労働省令第五十五号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第百二十条の規定に基づき、国民健康保険法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年九月三十日

厚生労働大臣　加藤　勝信

国民健康保険法施行規則の一部を改正する省令

国民健康保険法施行規則（昭和三十三年厚生省令第五十三号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（特別審査委員会の組織）	（特別審査委員会の組織）
第四十二条の三　特別審査委員会は、厚生労働大臣が定める保険医及び保険薬剤師を代表する委員、保険者を代表する委員並びに公益を代表する委員をもつて組織する。	**第四十二条の三**　特別審査委員会は、厚生労働大臣が定めるそれぞれ同数の保険医及び保険薬剤師を代表する委員、保険者を代表する委員並びに公益を代表する委員をもつて組織する。
2　委員は、厚生労働大臣が委嘱するものとし、その数は、保険医及び保険薬剤師を代表する委員並びに保険者を代表する委員については、それぞれ同数とする。	2　委員は、厚生労働大臣が委嘱する。
3　（略）	3　（略）

附　則

この省令は、令和元年十月一日から施行する。

○環境省令第七号

自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）第十条第五項の規定に基づき、自然公園法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年九月三十日

環境大臣　小泉進次郎

自然公園法施行規則の一部を改正する省令

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改正後	改正前
（国立公園事業の執行の協議又は認可の申請）	（国立公園事業の執行の協議又は認可の申請）
第二条　（略）	**第二条**　（略）
2　（略）	2　（略）
3　法第十条第五項に規定する環境省令で定める書類は、次の各号に掲げるものとする。ただし、運輸施設に関する国立公園事業にあつては、第七号、第八号及び第十一号に掲げる書類を、公共団体が執行する公園施	3　法第十条第五項に規定する環境省令で定める書類は、次の各号に掲げるものとする。ただし、運輸施設に関する国立公園事業にあつては、第七号、第八号及び第十号に掲げる書類を、公共団体が執行する公園施設